

一般社団法人日本核医学会 定款細則 (抜粋)

第17章 支部

第65条 設置区域及び事務所

支部は（北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の各地域を1区域として、それぞれの区域ごとに設置する。

2 支部の事務所は支部長の所属機関内に置く。

一般社団法人日本核医学会支部についての細則

第1条 設置区域及び事務所

支部は（北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の各地域を1区域として、それぞれの区域ごとに設置する。

2 支部の事務所は支部長の所属機関内に置く。

第2条 目的及び事業

支部は、本学会の組織として、核医学診療の促進および教育の均霑化を図ることを目的とする。

2 支部は、前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

- (1) 学術集会および教育講演の開催
- (2) 日本核医学会本部との連絡
- (3) 国内の関係諸機関諸学会との連絡
- (4) その他必要と認められる事業

第3条 会員

支部の会員は、本学会の個人会員であって、第1条に掲げる支部該当区域に在住する者とする。

第4条 役員等

支部に次の役員を置く。

支部長、支部幹事、会計監事

2 支部長は、理事長が任命する。

3 支部長は、支部の会務を統括する。

第5条 役員の任期

支部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第6条 補則

支部の経費は、本会からの補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 支部の経費に関する経理上の諸事項は、本会の定款に定められたところに準ずる。